

令和5年度 経営管理実施権配分計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和5年9月29日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者		(名称)		(所在地)							
		(丙)	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元	(名称)	静岡県富士宮市原942番地	(住所又は所在地)	静岡県富士市永田町1丁目100番地						
		経営管理実施権を設定する市町村		(名称)		(住所又は所在地)							
		(乙)		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考			
1	富士市中里	148	108	い	6	山林	0.0730	ヒノキ	62		2023.9.29 6年 (2029.3.31) 1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
2	富士市中里	2703	108	い	2	山林	0.3272	ヒノキ	75				
3	富士市中里	2293-13	107	へ	26	山林	0.0373	ヒノキ	80				
4	富士市中里	2294-2	107	へ	29	山林	0.0909	ツタノコブ ジ	62				
5	富士市中里	2298	107	へ	20	山林	0.8704	ツタノコブ ジ	85				
6	富士市中里	2319	107	に	35	山林	0.3996	ヒノキ	80				
7	富士市中里	2322-1	107	に	44	山林	1.2819	ヒノキ	80				
8	富士市中里	2322-2	107	に	43	山林	0.6052	スギ	57				
9	富士市中里	2323-1	107	に	43	山林	0.0213	スギ	57				
10	富士市中里	2323-3	107	に	43	山林	0.0089	スギ	57				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市中里	148	108	い	6	山林	0.0730	ヒノキ	62				S4-004
2	富士市中里	2703	108	い	2	山林	0.3272	ヒノキ	75				S4-004
3	富士市中里	2293-13	107	へ	26	山林	0.0373	ヒノキ	80				S4-006
4	富士市中里	2294-2	107	へ	29	山林	0.0909	ソノダケノミ ジュ	62				S4-006
5	富士市中里	2298	107	へ	20	山林	0.8704	ソノダケノミ ジュ	85				S4-006
6	富士市中里	2319	107	に	35	山林	0.3996	ヒノキ	80				S4-006
7	富士市中里	2322-1	107	に	44	山林	1.2819	ヒノキ	80				S4-006
8	富士市中里	2322-2	107	に	43	山林	0.6052	スギ	57				S4-006
9	富士市中里	2323-1	107	に	43	山林	0.0213	スギ	57				S4-006
10	富士市中里	2323-3	107	に	43	山林	0.0089	スギ	57				S4-006

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
11	富士市 中里	2324-1	107	に	43	山林	0.1110	サキ	57		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。 2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
12	富士市 中里	2324-2	107	に	43	原野	0.0023	サキ	57						
13	富士市 中里	2325-1	107	に	43	山林	0.1500	サキ	57						
14	富士市 中里	64	120	い	64	山林	0.0178	ヒノキ	52						
15	富士市 中里	65	120	い	65	山林	1.0057	ヒノキ	68						
16	富士市 中里	66	120	い	62	山林	0.4618	カサキ	85						
17	富士市 中里	2704	120	い	67	山林	0.4522	ヒノキ	62						
18	富士市 中里	2705	120	い	65	山林	0.0396	ヒノキ	68						
19	富士市 中里	2291-1	107	へ	20	畑	0.0714	ソノタコヨク ジュ	85						
20	富士市 中里	2292-1	120	い	6	畑	0.0370	ヒノキ	70						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
11	富士市中里	2324-1	107	に	43	山林	0.1110	スギ*	57				S4-006
12	富士市中里	2324-2	107	に	43	原野	0.0023	スギ*	57				S4-006
13	富士市中里	2325-1	107	に	43	山林	0.1500	スギ*	57				S4-006
14	富士市中里	64	120	い	64	山林	0.0178	ヒノキ	52				S4-010
15	富士市中里	65	120	い	65	山林	1.0057	ヒノキ	68				S4-010
16	富士市中里	66	120	い	62	山林	0.4618	クスギ*	85				S4-010
17	富士市中里	2704	120	い	67	山林	0.4522	ヒノキ	62				S4-010
18	富士市中里	2705	120	い	65	山林	0.0396	ヒノキ	68				S4-010
19	富士市中里	2291-1	107	へ	20	畑	0.0714	ソノタコヨク ジュ	85				S4-011
20	富士市中里	2292-1	120	い	6	畑	0.0370	ヒノキ	70				S4-011

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
21	富士市中里	2292-4	107	へ	21	畑	0.0687	ヒノキ	70		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
22	富士市中里	2293-6	107	へ	25	畑	0.0304	ヒノキ	62						
23	富士市中里	2294-3	107	へ	26	畑	0.0449	ヒノキ	80						
24	富士市中里	2684	106	と	22	畑	0.0499	ヒノキ	66						
25	富士市川尻	10	120	に	3	山林	0.0661	ヒノキ	70						
26	富士市中里	13	120	い	6	山林	0.0766	ヒノキ	70						
27	富士市川尻	27	120	に	12	山林	0.0922	ヒノキ	62						
28	富士市川尻	29	120	い	10	山林	0.0452	ヒノキ	80						
29	富士市中里	2306-10	107	と	2	山林	0.0370	ヒノキ	80						
30	富士市中里	56	120	い	63	山林	0.2357	ヒノキ	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
21	富士市中里	2292-4	107	へ	21	畑	0.0687	ヒノキ	70				S4-011
22	富士市中里	2293-6	107	へ	25	畑	0.0304	ヒノキ	62				S4-011
23	富士市中里	2294-3	107	へ	26	畑	0.0449	ヒノキ	80				S4-011
24	富士市中里	2684	106	と	22	畑	0.0499	ヒノキ	66				S4-013
25	富士市川尻	10	120	に	3	山林	0.0661	ヒノキ	70				S4-015
26	富士市中里	13	120	い	6	山林	0.0766	ヒノキ	70				S4-015
27	富士市川尻	27	120	に	12	山林	0.0922	ヒノキ	62				S4-015
28	富士市川尻	29	120	い	10	山林	0.0452	ヒノキ	80				S4-015
29	富士市中里	2306-10	107	と	2	山林	0.0370	ヒノキ	80				S4-016
30	富士市中里	56	120	い	63	山林	0.2357	ヒノキ	62				S4-017

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
31	富士市中里	57	120	い	45	山林	0.5920	ヒノキ	80		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
32	富士市中里	63	120	い	65	山林	0.1064	ヒノキ	68						
33	富士市中里	2693-4	106	に	19	畑	0.0902	ヒノキ	75						
34	富士市中里	2693-6	106	に	14	畑	0.0561	ツタノコノメ ジュ	73						
35	富士市中里	2293-11	107	へ	26	畑	0.0390	ヒノキ	80						
36	富士市中里	2293-12	107	へ	26	畑	0.0925	ヒノキ	80						
37	富士市中里	2294-4	107	へ	29	山林	0.0287	ツタノコノメ ジュ	62						
38	富士市中里	2693-1	106	に	23	畑	0.2241	クヌギ	68						
39	富士市富士岡	509	106	ほ	9	山林	0.0824	クヌギ	75						
40	富士市富士岡	510	106	ほ	8	山林	0.0089	ヒノキ	75						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
31	富士市中里	57	120	い	45	山林	0.5920	ヒノキ	80				S4-017
32	富士市中里	63	120	い	65	山林	0.1064	ヒノキ	68				S4-017
33	富士市中里	2693-4	106	に	19	畑	0.0902	ヒノキ	75				S4-018
34	富士市中里	2693-6	106	に	14	畑	0.0561	ソノタコウヨク ジュ	73				S4-018
35	富士市中里	2293-11	107	へ	26	畑	0.0390	ヒノキ	80				S4-020
36	富士市中里	2293-12	107	へ	26	畑	0.0925	ヒノキ	80				S4-020
37	富士市中里	2294-4	107	へ	29	山林	0.0287	ソノタコウヨク ジュ	62				S4-020
38	富士市中里	2693-1	106	に	23	畑	0.2241	クスキ*	68				S4-021
39	富士市富士岡	509	106	ほ	9	山林	0.0824	クスキ*	75				S4-025
40	富士市富士岡	510	106	ほ	8	山林	0.0089	ヒノキ	75				S4-025

整理番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
41	富士市 富士岡	512	106	ほ	8	山林	0.1114	ヒノキ	75		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
42	富士市 富士岡	514	106	ほ	8	山林	0.0165	ヒノキ	75						
43	富士市 中里	2284-1	107	ほ	12	畑	0.2069	ヒノキ	65						
44	富士市 中里	2666	106	と	18	山林	0.2803	ヒノキ	59						
45	富士市 中里	2669-1	106	と	17	山林	0.1365	ヒノキ	62						
46	富士市 中里	536	106	と	42	山林	0.3889	クヌギ	75						
47	富士市 中里	537	106	と	42	山林	0.0770	クヌギ	75						
48	富士市 中里	2685-2	106	と	20	畑	0.1361	ヒノキ	68						
49	富士市 中里	2320-1	107	に	32	山林	0.1302	ヒノキ	56						
50	富士市 中里	2320-6	107	に	22	山林	0.0975	クヌギ	80						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
41	富士市 富士岡	512	106	ほ	8	山林	0.1114	ヒノキ	75				S4-025
42	富士市 富士岡	514	106	ほ	8	山林	0.0165	ヒノキ	75				S4-025
43	富士市 中里	2284-1	107	ほ	12	畑	0.2069	ヒノキ	65				S4-028
44	富士市 中里	2666	106	と	18	山林	0.2803	ヒノキ	59				S4-034
45	富士市 中里	2669-1	106	と	17	山林	0.1365	ヒノキ	62				S4-034
46	富士市 中里	536	106	と	42	山林	0.3889	クスギ*	75				S4-035
47	富士市 中里	537	106	と	42	山林	0.0770	クスギ*	75				S4-035
48	富士市 中里	2685-2	106	と	20	畑	0.1361	ヒノキ	68				S4-037
49	富士市 中里	2320-1	107	に	32	山林	0.1302	ヒノキ	56				S4-038
50	富士市 中里	2320-6	107	に	22	山林	0.0975	クスギ*	80				S4-038

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
51	富士市中里	2320-7	107	に	32	山林	0.1133	ヒノキ	56		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
52	富士市中里	2320-8	107	に	32	山林	0.0697	ヒノキ	56						
53	富士市富士岡	501	106	ほ	16	山林	0.0360	ヒノキ	70						
54	富士市富士岡	528	106	ほ	6	山林	0.0277	ツタノコケシ	70						
55	富士市富士岡	530	106	ほ	7	山林	0.0667	ツタノコケシ	70						
56	富士市富士岡	531	106	ほ	14	山林	0.1094	ヒノキ	70						
57	富士市富士岡	532	106	ほ	14	山林	0.2142	ヒノキ	70						
58	富士市富士岡	533	106	ほ	15	山林	0.0938	ヒノキ	70						
59	富士市中里	2292-3	107	へ	25	山林	0.0727	ヒノキ	62						
60	富士市中里	2312-1	107	と	8	山林	0.7525	ヒノキ	63						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
51	富士市中里	2320-7	107	に	32	山林	0.1133	ヒノキ	56				S4-038
52	富士市中里	2320-8	107	に	32	山林	0.0697	ヒノキ	56				S4-038
53	富士市富士岡	501	106	ほ	16	山林	0.0360	ヒノキ	70				S4-039
54	富士市富士岡	528	106	ほ	6	山林	0.0277	ソノタカツメ ジュ	70				S4-039
55	富士市富士岡	530	106	ほ	7	山林	0.0667	ソノタカツメ ジュ	70				S4-039
56	富士市富士岡	531	106	ほ	14	山林	0.1094	ヒノキ	70				S4-039
57	富士市富士岡	532	106	ほ	14	山林	0.2142	ヒノキ	70				S4-039
58	富士市富士岡	533	106	ほ	15	山林	0.0938	ヒノキ	70				S4-039
59	富士市中里	2292-3	107	へ	25	山林	0.0727	ヒノキ	62				S4-043
60	富士市中里	2312-1	107	と	8	山林	0.7525	ヒノキ	63				S4-045

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
61	富士市 中里	2693-2	106	に	19	山林	0.1213	ヒノキ	75		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
62	富士市 中里	2693-3	106	に	19	山林	0.0975	ヒノキ	75						
63	富士市 中里	2309-2	107	と	5	山林	0.0259	ツタノコケ ジュ	80						
64	富士市 中里	2310-4	107	と	5	山林	0.0492	ツタノコケ ジュ	80						
65	富士市 中里	2306-6	107	と	2	山林	0.0826	ヒノキ	80						
66	富士市 中里	2306-8	107	と	2	山林	0.1796	ヒノキ	80						
67	富士市 中里	2306-11	107	と	11	山林	0.0249	スギ / ヒノキ	57						
68	富士市 中里	2320-2-1	107	に	30	山林	0.1345	ヒノキ	57						
69	富士市 中里	2320-2-2	107	に	36	山林	0.0578	ヒノキ	55						
70	富士市 中里	2320-4	107	に	39	山林	0.4862	ヒノキ	70						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
61	富士市中里	2693-2	106	に	19	山林	0.1213	ヒノキ	75				S4-046
62	富士市中里	2693-3	106	に	19	山林	0.0975	ヒノキ	75				S4-046
63	富士市中里	2309-2	107	と	5	山林	0.0259	ソノタコウヨクジュ	80				S4-048
64	富士市中里	2310-4	107	と	5	山林	0.0492	ソノタコウヨクジュ	80				S4-048
65	富士市中里	2306-6	107	と	2	山林	0.0826	ヒノキ	80				S4-051
66	富士市中里	2306-8	107	と	2	山林	0.1796	ヒノキ	80				S4-051
67	富士市中里	2306-11	107	と	11	山林	0.0249	スギ/ヒノキ	57				S4-051
68	富士市中里	2320-2-1	107	に	30	山林	0.1345	ヒノキ	57				S4-052
69	富士市中里	2320-2-2	107	に	36	山林	0.0578	ヒノキ	55				S4-052
70	富士市中里	2320-4	107	に	39	山林	0.4862	ヒノキ	70				S4-052

整理番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
71	富士市中里	559	106	と	26	山林	0.0879	ヒノキ	62		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
72	富士市中里	560	106	と	26	山林	0.0393	ヒノキ	62						
73	富士市中里	576	106	と	16	山林	0.1709	ヒノキ	70						
74	富士市中里	2665	106	と	17	畑	0.3514	ヒノキ	62						
75	富士市中里	539	106	と	40	山林	0.0002	ヒノキ	66						
76	富士市中里	540	106	と	41	山林	0.0297	スギ	63						
77	富士市中里	555	106	と	24	山林	0.1448	モウソウ	0						
78	富士市中里	556	106	と	23	山林	0.1522	ヒノキ	67						
79	富士市中里	2668-1	106	と	23	山林	0.0357	ヒノキ	67						
80	富士市中里	2668-2	106	と	19	山林	0.0357	ヒノキ	68						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
71	富士市中里	559	106	と	26	山林	0.0879	ヒノキ	62				S4-054
72	富士市中里	560	106	と	26	山林	0.0393	ヒノキ	62				S4-054
73	富士市中里	576	106	と	16	山林	0.1709	ヒノキ	70				S4-054
74	富士市中里	2665	106	と	17	畑	0.3514	ヒノキ	62				S4-054
75	富士市中里	539	106	と	40	山林	0.0002	ヒノキ	66				S4-055
76	富士市中里	540	106	と	41	山林	0.0297	スギ	63				S4-055
77	富士市中里	555	106	と	24	山林	0.1448	モウソウ	0				S4-055
78	富士市中里	556	106	と	23	山林	0.1522	ヒノキ	67				S4-055
79	富士市中里	2668-1	106	と	23	山林	0.0357	ヒノキ	67				S4-056
80	富士市中里	2668-2	106	と	19	山林	0.0357	ヒノキ	68				S4-056

整理番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
81	富士市中里	2668-3	106	と	19	山林	0.0251	ヒノキ	68		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
82	富士市中里	2664	106	と	16	畑	0.0155	ヒノキ	70						
83	富士市川尻	22	120	に	12	山林	0.0403	ヒノキ	62						
84	富士市川尻	24	120	に	12	山林	0.0466	ヒノキ	62						
85	富士市中里	2293-2	107	へ	25	畑	0.0337	ヒノキ	62						
86	富士市中里	2293-3	107	へ	29	畑	0.0254	ツタコケシ	62						
87	富士市中里	2293-4	107	へ	25	畑	0.0277	ヒノキ	62						
88	富士市中里	2293-5	107	へ	25	畑	0.0310	ヒノキ	62						
89	富士市川尻	2294-8	120	に	12	山林	0.0264	ヒノキ	62						
90	富士市川尻	2294-9	120	に	12	山林	0.0221	ヒノキ	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
81	富士市中里	2668-3	106	と	19	山林	0.0251	ヒノキ	68				S4-056
82	富士市中里	2664	106	と	16	畑	0.0155	ヒノキ	70				S4-057
83	富士市川尻	22	120	に	12	山林	0.0403	ヒノキ	62				S4-061
84	富士市川尻	24	120	に	12	山林	0.0466	ヒノキ	62				S4-061
85	富士市中里	2293-2	107	へ	25	畑	0.0337	ヒノキ	62				S4-061
86	富士市中里	2293-3	107	へ	29	畑	0.0254	ソノタコウヨクジュ	62				S4-061
87	富士市中里	2293-4	107	へ	25	畑	0.0277	ヒノキ	62				S4-061
88	富士市中里	2293-5	107	へ	25	畑	0.0310	ヒノキ	62				S4-061
89	富士市川尻	2294-8	120	に	12	山林	0.0264	ヒノキ	62				S4-061
90	富士市川尻	2294-9	120	に	12	山林	0.0221	ヒノキ	62				S4-061

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
91	富士市 中里	2294-10	107	へ	27	山林	0.0251	ヒノキ	80		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
92	富士市 中里	2294-11	107	へ	27	山林	0.0158	ヒノキ	80						
93	富士市 中里	2669-2	106	と	17	畑	0.1361	ヒノキ	62						
94	富士市 中里	2301-1	107	へ	9	山林	0.9642	クヌギ	67						
95	富士市 中里	2671-1	106	と	28	畑	0.1183	ヒノキ	62						
96	富士市 中里	2305-5	107	と	10	山林	0.0224	ヒノキ	85						
97	富士市 中里	2305-6	107	と	5	山林	0.0224	ツバキ/コナラ/シラカシ	80						
98	富士市 中里	2306-5	107	と	12	山林	0.1147	ヒノキ	57						
99	富士市 中里	2306-7	107	と	11	山林	0.3146	スギ/ヒノキ	57						
100	富士市 中里	2308-2	107	と	12	山林	0.2525	ヒノキ	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
91	富士市中里	2294-10	107	へ	27	山林	0.0251	ヒノキ	80				S4-061
92	富士市中里	2294-11	107	へ	27	山林	0.0158	ヒノキ	80				S4-061
93	富士市中里	2669-2	106	と	17	畑	0.1361	ヒノキ	62				S4-062
94	富士市中里	2301-1	107	へ	9	山林	0.9642	クスギ*	67				S4-064
95	富士市中里	2671-1	106	と	28	畑	0.1183	ヒノキ	62				S4-066
96	富士市中里	2305-5	107	と	10	山林	0.0224	ヒノキ	85				S4-068
97	富士市中里	2305-6	107	と	5	山林	0.0224	ツバキ ジュ	80				S4-068
98	富士市中里	2306-5	107	と	12	山林	0.1147	ヒノキ	57				S4-068
99	富士市中里	2306-7	107	と	11	山林	0.3146	スギ*/ヒノキ	57				S4-068
100	富士市中里	2308-2	107	と	12	山林	0.2525	ヒノキ	57				S4-068

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
101	富士市中里	2301-3	107	へ	1	山林	0.9639	ヒノキ	65		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
102	富士市中里	2289-2	107	ほ	19	山林	0.3384	ツタノコノメ ジ	75						
103	富士市中里	2295-2	107	へ	23	畑	0.1213	ヒノキ	75						
104	富士市中里	2296-2	107	へ	22	畑	0.1414	スギ	75						
105	富士市中里	2287-1	107	ほ	13	畑	0.4996	ヒノキ	57						
106	富士市中里	2287-2	107	ほ	11	畑	0.3615	ツタノコノメ ジ	80						
107	富士市中里	2288-1	107	ほ	15	畑	0.0931	ヒノキ	63						
108	富士市中里	2294-12	107	へ	24	山林	0.0456	ヒノキ	75						
109	富士市中里	2295-1-2	107	へ	26	畑	0.0393	ヒノキ	80						
110	富士市中里	2295-1	107	へ	26	山林	0.0320	ヒノキ	80						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
101	富士市中里	2301-3	107	へ	1	山林	0.9639	ヒノキ	65				S4-069
102	富士市中里	2289-2	107	ほ	19	山林	0.3384	ソノタコウヨク ジュ	75				S4-072
103	富士市中里	2295-2	107	へ	23	畑	0.1213	ヒノキ	75				S4-072
104	富士市中里	2296-2	107	へ	22	畑	0.1414	スギ	75				S4-072
105	富士市中里	2287-1	107	ほ	13	畑	0.4996	ヒノキ	57				S4-074
106	富士市中里	2287-2	107	ほ	11	畑	0.3615	ソノタコウヨク ジュ	80				S4-074
107	富士市中里	2288-1	107	ほ	15	畑	0.0931	ヒノキ	63				S4-074
108	富士市中里	2294-12	107	へ	24	山林	0.0456	ヒノキ	75				S4-074
109	富士市中里	2295-1-2	107	へ	26	畑	0.0393	ヒノキ	80				S4-074
110	富士市中里	2295-1	107	へ	26	山林	0.0320	ヒノキ	80				S4-074

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
111	富士市中里	2295-3-2	107	へ	22	畑	0.1295	サキ	75		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 2. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
112	富士市中里	2295-3	107	へ	22	山林	0.0578	サキ	75						
113	富士市中里	2296-1	107	へ	22	畑	0.0856	サキ	75						
114	富士市中里	2296-3	107	へ	22	畑	0.0512	サキ	75						
115	富士市中里	2297	107	へ	21/22	山林	0.8846	サキ/ヒキ	70/75						
116	富士市中里	2299-1	107	へ	15	山林	0.4462	クサキ	90						
117	富士市中里	2299-2	107	へ	16	山林	0.2330	クサキ	90						
118	富士市川尻	15	120	に	7	山林	0.2591	ヒキ	71						
119	富士市中里	2693-5	106	に	18	畑	0.0942	ヒキ	75						
120	富士市中里	538	106	と	40	山林	0.0822	ヒキ	66						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
111	富士市中里	2295-3-2	107	へ	22	畑	0.1295	スギ*	75				S4-074
112	富士市中里	2295-3	107	へ	22	山林	0.0578	スギ*	75				S4-074
113	富士市中里	2296-1	107	へ	22	畑	0.0856	スギ*	75				S4-074
114	富士市中里	2296-3	107	へ	22	畑	0.0512	スギ*	75				S4-074
115	富士市中里	2297	107	へ	21/22	山林	0.8846	スギ*/ヒノキ	70/75				S4-074
116	富士市中里	2299-1	107	へ	15	山林	0.4462	クヌギ*	90				S4-074
117	富士市中里	2299-2	107	へ	16	山林	0.2330	クヌギ*	90				S4-074
118	富士市川尻	15	120	に	7	山林	0.2591	ヒノキ	71				S4-074
119	富士市中里	2693-5	106	に	18	畑	0.0942	ヒノキ	75				S4-075
120	富士市中里	538	106	と	40	山林	0.0822	ヒノキ	66				S4-076

整理 番号	配S4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
121	富士市 中里	541	106	と	40	山林	0.3226	ヒノキ	66		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
122	富士市 中里	542	106	と	40	山林	0.0251	ヒノキ	66						
123	富士市 中里	543	106	と	40	山林	0.0528	ヒノキ	66						
124	富士市 中里	544	106	と	40	山林	0.0247	ヒノキ	66						
125	富士市 中里	591	106	と	1	山林	0.1266	ヒノキ	67						
126	富士市 中里	2320-1-2	107	に	31	山林	0.0449	ヒノキ	58						
127	富士市 中里	2320-3	107	に	31	山林	0.3256	ヒノキ	58						
128	富士市 中里	2320-5	107	に	22	山林	0.0251	クヌギ	80						
129	富士市 中里	2696	106	と	7	畑	0.0935	クヌギ	67						
130	富士市 中里	508	106	へ	1	山林	0.0885	ヒノキ	67						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
121	富士市中里	541	106	と	40	山林	0.3226	ヒノキ	66				S4-076
122	富士市中里	542	106	と	40	山林	0.0251	ヒノキ	66				S4-076
123	富士市中里	543	106	と	40	山林	0.0528	ヒノキ	66				S4-076
124	富士市中里	544	106	と	40	山林	0.0247	ヒノキ	66				S4-076
125	富士市中里	591	106	と	1	山林	0.1266	ヒノキ	67				S4-077
126	富士市中里	2320-1-2	107	に	31	山林	0.0449	ヒノキ	58				S4-078
127	富士市中里	2320-3	107	に	31	山林	0.3256	ヒノキ	58				S4-078
128	富士市中里	2320-5	107	に	22	山林	0.0251	クスキ*	80				S4-078
129	富士市中里	2696	106	と	7	畑	0.0935	クスキ*	67				S4-079
130	富士市中里	508	106	へ	1	山林	0.0885	ヒノキ	67				S4-080

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
131	富士市中里	2291-2	107	へ	20	畑	0.0707	ソノタコウヨクジュ	85				S4-084
132	富士市中里	2292-2	107	へ	21	畑	0.0409	ヒノキ	70				S4-084
133	富士市中里	2314	107	に	20	山林	0.3791	ヒノキ	59				S4-084
134	富士市中里	2693-2-1	106	に	24	畑	0.1355	クヌギ*	75				S4-084